

「パートナーシップ構築宣言」

当会は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

医療、介護、障がい、子育てにおけるサプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP (事業継続計画) 策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

○栄養ケアステーションの開設

管理栄養士による外部からの栄養相談やサロン等の講師派遣を行う拠点として「栄養ケアステーション」の開設を進めます。

○健康経営の支援

健康経営の実践、地域社会への健康経営周知啓蒙を行います。

2. 「振興基準」の遵守

振興基準に準じた、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引先から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど取引先の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 支払条件

代金は現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引先に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引先に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2022年7月1日

医療法人和光会

理事長 山田 豪